

医療費水準地域差要因分析等事業について

1. 目的

○国保データベース（KDB）システム及びレセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）を活用し、医療費水準の地域差に関する要因分析（見える化）を実施する。

その上で、県国民健康保険団体連合会（以下「県国保連」という）と連携して、各市町村における効果的・効率的な取組について技術的助言を行う。

2. 事業内容

○県は、事業を県国保連に委託して実施。実施期間は平成30～令和元年度。

①「医療等データ」の抽出

各市町村、後期高齢者医療広域連合及び介護広域連合（安八郡、揖斐、もとす）が保有し県国保連が保管する「医療等データ」を、平成26～29年度の4年分について抽出。

②「分析データ」の作成

「医療等データ」を特定の個人を識別することができないように加工して得られる情報であって当該「医療等データ」を復元することができないように加工したもの（以下「分析データ」という。）を作成。

③分析作業

- ・②により作成した「分析データ」により、分析を実施。
- ・分析にあたっては、市町村等と組織する「県国保連携会議」、「保険者協議会」、「国保連保健事業推進委員会」なども活用し、市町村等の意見を反映。
 - （ア）疾病別通院動向
 - （イ）生活習慣病の実態分析、重症化推移
 - （ウ）介護利用動向
 - （エ）ターミナルケア・看取加算（地域被保険者と医療機関の分布）
 - （オ）ターミナルケア・看護加算（死亡前月別医療費及び介護費）
 - （カ）医療と介護の地域連携（在宅療養支援病院・診療所の分布）
 - （キ）医療と介護の地域連携（超急性期脳卒中対象加算患者）
 - （ク）特定健診受診回数と医療費
 - （ケ）その他市町村意見を加味した追加分析

④分析結果の周知

- ・③により得られた分析結果を5圏域ごとに関催する研修会等で各保険者へ周知。

○県国保連は、①、④を実施。②、③については「一般財団法人 医療経済研究・社会保険福祉協会 医療経済研究機構」の協力を得て実施。

3. 市町村等へのツール提供

○令和元年7月からインターネット回線を経由しURL上で図やグラフ等を表示するツールの提供を一部開始。年度内に全ツールを提供予定。ツールには医療、介護等に関するデータがあるため、国保担当課だけでなく全庁的に活用が可能。

4. 5圏域研修会及び意見交換会の実施状況

①開催日及び開催場所

8月20日（火）	岐阜	岐阜県福祉農業会館
9月 2日（月）	西濃	ソフトピアジャパンセンター
7月30日（火）	東濃	東濃西部総合庁舎
7月31日（水）	中濃	可茂総合庁舎
7月11日（木）	飛騨	飛騨総合庁舎

②出席状況

国保担当者	38人
介護（高齢福祉）担当者	25人
衛生担当者	25人
県関係者（保健所等）	8人
後期高齢者医療広域連合	2人
合計	96人

5. 成果報告

○2年間の事業のまとめとして次のとおりシンポジウムを開催。

シンポジウム「岐阜県の医療・介護の状況と今後の地域包括ケアの方向」

- ・日時 令和2年1月23日（木）13：00～16：00
- ・場所 ぎふ清流文化プラザ 長良川ホール
- ・参加状況 145名（うち、県外参加者37名）

市町村（国保・介護・衛生）	88名
他府県	17名
他県連合会	20名
県関係者（保健所等）	10名
その他（運協委員、大学関係等）	10名

6. 令和2年度以降の取組方針

①可視化ツールのデータ更新

- ・平成30年度以降のデータを順次追加

②可視化ツールの有効活用に向けた市町村フォロー

- ・5圏域別研修会の開催
- ・市町村の要望を踏まえたオーダーメイドによる分析ツールの活用支援

「岐阜県国民健康保険運営方針」（抜粋）

- 市町村が保険給付に必要な額は、全額、県から市町村に交付するという仕組みが導入されることにより、県は、その財源として市町村から納付金を徴収することになります。
- 医療給付費分の納付金の算定に当たり、県内市町村間に医療費水準の格差が生じている現状において、当該格差を反映させないことにすると、医療費水準の高い市町村から低い市町村への負担の転嫁が生じ、医療費水準の低い市町村において保険料水準の急激な上昇を招きかねません。
- そのため、平成 30 年度からの市町村ごとの納付金（医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分）は以下を基本として算出します。
- 平成 35 年度までは医療費水準の格差を全て反映させることとし、平成 36 年度から保険料水準の統一に向け医療費水準の格差にとらわれない保険料算定方法を導入していく方向で検討します。その際には、医療費水準の平準化の進捗状況を見極めたくうえで、激変緩和のため「医療費指数反映係数」(α)を徐々に 0 に近づけていくなどの手順を踏むことを含めて検討します。
※県内市町村の医療費格差は約 1.3 倍
- なお、それまでの間においても、毎年度、医療費水準の推移及び平準化の取組の成果を検証していくとともに、上記の考え方についても 3 年ごとに行う当方針の改定に合わせ市町村と十分に協議を行い、必要に応じ見直しを行っていくこととします。
- 国保データベース（KDB）システム及びレセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）を活用し、医療費水準の地域差に関する要因分析（見える化）を進めます。その上で、県国民健康保険団体連合会（以下「県国保連」という）と連携して、各市町村における効果的・効率的な取組について技術的助言を行います。